

令和2年11月6日

新潟県佐渡市・長崎県長崎市・熊本県熊本市の

歴史まちづくり計画の認定式の開催

歴史まちづくり法第5条に基づき、令和2年3月24日付で佐渡市・長崎市、同年6月24日付で熊本市の歴史まちづくり計画を主務大臣（文部科学大臣，農林水産大臣，国土交通大臣）が認定しました。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため延期しておりました認定式を開催する運びとなりました。（歴史まちづくり法および各市の詳細は別紙参照）
（国土交通省記者クラブ，農林水産省記者クラブ同時配布）

【認定式】

- 日時 令和2年11月10日（火）17:00～
- 場所 小林国土交通大臣政務官室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）
- 取材 ・報道関係者に限り取材が可能です。希望される方は、令和2年11月9日（月）17時までに、下記国土交通省担当者までお申し込みください。
・取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までと、認定式終了後に各市長へのぶら下がり取材が可能です。
・当日は、16:45までに4階エレベーターホールにお集まりください。
・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、取材は各社1名とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策に御協力をお願いします。

※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

<申込先>

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 石川，中井
電話：03-5253-8111（内線 32983，32986） / 03-5253-8954（直通）
FAX：03-5253-1593

<担 当>

文化庁文化資源活用課

専 門 官 山 名 和 也 (内線 2869)

活用連携計画官 樋口和宏 (内線 2738)

電話 : 03-5253-4111 (代表)

03-6734-2415 (直通)

1. 歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

歴史まちづくり法では、これらを地域固有の資産として捉え、ハード・ソフト両面の取組により維持向上を図り、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承を支援しています。

【参考：全国に広がる歴史まちづくり計画】

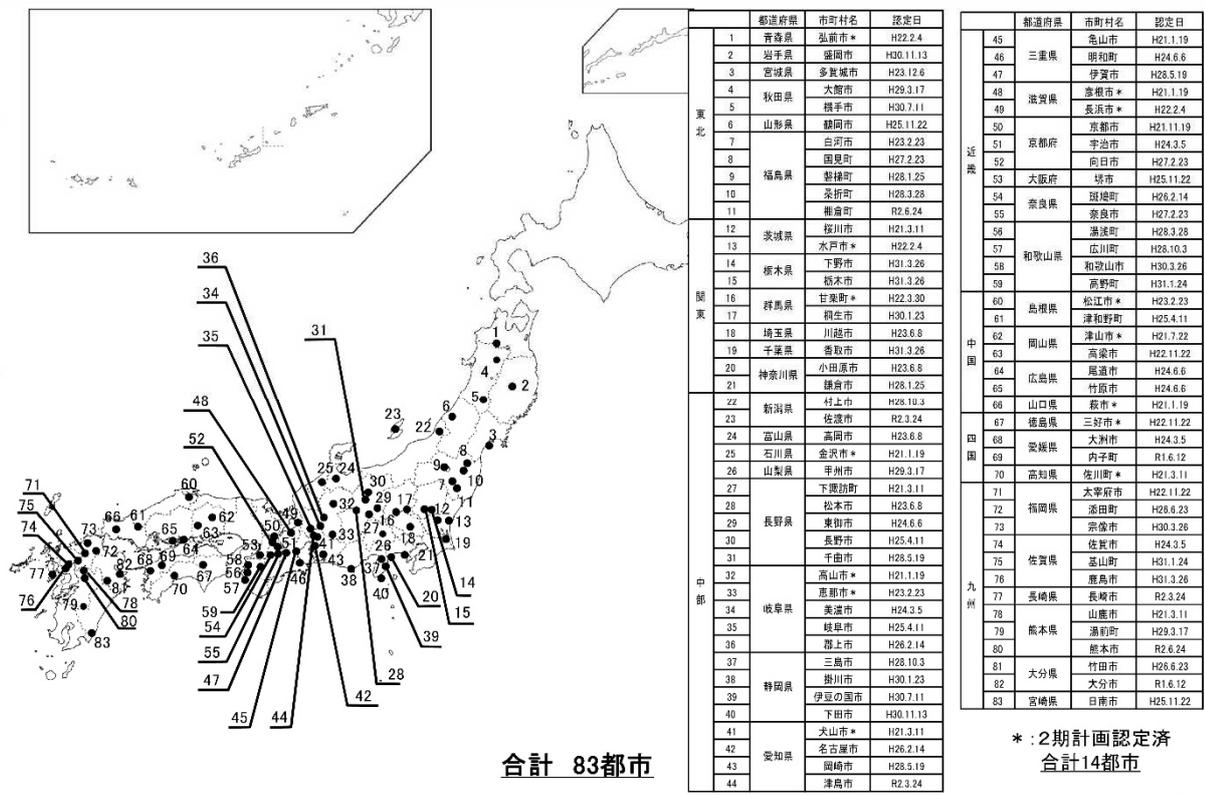


図 歴史まちづくり計画の認定状況

各都市の歴史まちづくり計画については、以下の国土交通省ホームページにて紹介しています。

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

2. 各都市の歴史まちづくり計画の概要

○新潟県佐渡市（認定日 R2. 3. 24）

国指定の重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」、国指定の史跡「佐渡金銀山遺跡」及びその周辺の鉱山町
一帯と、善知鳥神社祭礼や鉱山祭とそこで披露される郷土芸能、無名異焼の製造・販売等が一体となった、歴史的な風情を有する良好な市街地の環境の維持向上を図るため、歴史的建造物の保存修理、公有化した旧深見家住宅等の歴史的建造物を活用した拠点

施設整備、それら歴史的建造物を回遊するための道路の美装化等の事業や、相川音頭を踊るイベントの宵乃舞など、地域行事の運営に対する支援を位置づけています。



【佐渡市】善知鳥神社祭礼

○長崎県長崎市（認定日 R2. 3. 24）

国宝「大浦天主堂」や国指定の重要文化財「旧グラバー住宅」、及びその周辺地域と、歴史的建造物等の保存活動の一環として始まった長崎居留地まつりや大浦諏訪神社の大浦くんち等の伝統的な活動が一体となった、歴史的な風情を有する良好な市街地の環境の維持及び向上を図るため、旧グラバー住宅をはじめとする歴史的建造物の保存修理や、夜間景観の整備、景観を損なう空き家の除却等の事業を位置づけています。



【長崎居留地まつり】

○熊本県熊本市（認定日 R2. 6. 24）

国指定の重要文化財「熊本城」を核として、周辺に広がる城下町一帯を行列が練り歩く藤崎八幡宮例大祭、また、史跡「熊本藩川尻米蔵跡」を有し、かつて港町として栄えた町並みを背景に行われる河尻神宮秋季大祭などにより形成される、歴史的な風情を有する良好な市街地の環境の維持向上を図るため、熊本地震に



【藤崎八幡宮例大祭の神幸行列】

より被災した「熊本城」をはじめとする歴史的建造物の保存修理・修景や、市内の歴史的建造物を回遊するための道路の美装化、歴史・文化を活かした観光体験事業等を位置づけています。